

## 氷見日本農業遺産活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、氷見日本農業遺産活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者及び補助金の交付)

第2条 氷見農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）は、日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」の普及を図るため、団体等が行う農業遺産の理解と保全に資する活動経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、団体等が行う次の活動を含む事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費とする。

- (1) 環境保全活動に関する事業
- (2) 農業遺産の保全計画に関する事業
- (3) 農業遺産の理解及び普及、保全意識の啓発に関する事業
- (4) その他生物多様性の保全に資する活動として会長が認めた事業

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業実施のために必要な経費の2分の1以内とし、一事業につき原則として300千円を限度とする。ただし、会長が特に認めた事業については、補助金の額を補助対象事業実施のために必要な経費の10分の10未満とすることができる。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定をするとともに、決定の内容を申請者に通知する。

- 2 会長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

### (交付の条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに氷見農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）に報告

してその指示を受けること。

- (2) 補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けておくこと。

(事業計画の変更等の承認申請)

第8条 補助金の事業計画変更等の承認を受けようとする者は、補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第2号)による申請をしなければならない。

(実績報告、額の確定及び支払い)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日とする。
- 3 会長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の通知を受けた後、会長に確定額を請求するものとする。
- 5 会長は、前項の請求を受けた場合、速やかに補助金を支払うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長は、補助事業を実施するため必要があると認めるときは、請求書により行う請求に基づき、補助金の全部又は一部の概算払をすることができる。

(補助金の返還等)

第10条 協議会は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき

(補助金調書等)

第11条 補助金に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)第22条の規定に準じ、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日改正)

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。



## 事業計画書

1	事業の名称	
2	事業の参加人数	人
3	事業実施年月日	年 月 日
4	事業実施場所	
6	事業の具体的内容	
7	事業実施により期待される効果・目標	
本事業にかかる連絡先		氏名：
		TEL：
		FAX：
		E-mail：

## 収支予算書

### 1 収入

(単位:円)

区分	予算額	備考
氷見農業遺産推進協議会 補助金		※特認適用を希望する場合は、その理由
自己資金		
その他		
計		

### 2 支出

(単位:円)

区分	予算額	積算内訳
計		

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

氷見農業遺産推進協議会  
会長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

年度氷見日本農業遺産活用事業補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定のありました氷見日本農業遺産活用事業補助金については、次のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、氷見日本農業遺産活用事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由
- 2 変更の内容（事業計画の変更の場合のみ）

変更前補助金交付申請額 円  
変更後補助金交付申請額 円

- 3 添付書類

計画の変更にあつては、当該計画の変更が明らかとなる書類

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

氷見農業遺産推進協議会  
会長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

年度氷見日本農業遺産活用事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました氷見日本農業遺産活用事業補助金について、氷見日本農業遺産活用事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて事業の実績を報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第3号の1）
- 2 収支決算書（様式第3号の2）
- 3 その他

様式第3号の1

## 事業報告書

1	活動の名称	
2	事業の参加人数	人
3	事業実施期間	年 月 日
4	事業実施場所	
5	事業の具体的内容	
6	事業実施により得られた効果・目標	

添付書類

- ・活動への案内、チラシなど
- ・活動の様子が分かる写真



## 収支決算書

### 1 収入

(単位:円)

区分	決算額	備考
氷見農業遺産推進協議会 補助金		
自己資金		
その他		
計		

### 2 支出

(単位:円)

区分	決算額	積算内訳
計		

#### 添付書類

- ・支出の証拠となる書類の写し

